

# 安保法制違憲差止め訴訟控訴審第3回期日 報告集会プログラム

衆議院第一議員会館 大会議室

2021年11月30日（火）16:00～18:30

## ○裁判の報告

代理人弁護士 福田 護

代理人弁護士 <sup>こがわ</sup>古川 健三

代理人弁護士 棚橋 桂介

## ※これからの裁判

国賠訴訟控訴審裁判 第5回期日 12月10日（金）11:00 【101号法廷】

\* 防衛ジャーナリスト 半田滋氏証人尋問

2022年

女の会（地裁） 第16回期日 1月28日（金）14:30 【103号法廷】

埼玉控訴審裁判 第1回期日 2月3日（木）14:30 【101号法廷】

国賠訴訟控訴審裁判 第6回期日 2月4日（金）14:00 【101号法廷】 \* 結審

差止訴訟控訴審裁判 第4回期日 2月22日（火）14:00 【101号法廷】

山梨控訴審裁判 第2回期日 2月25日（金）11:00 【101号法廷】

群馬控訴審裁判 第3回期日 3月17日（木）15:00 【101号法廷】

\* 憲法学者 青井未帆氏証人尋問

## <経過>

13:00～ 裁判所前アピール行動

14:00～ 第3回口頭弁論 101号法廷 開廷

15:00～ 記者会見 \* 後日動画配信予定

16:00～ 報告集会 衆議院第一議員会館 大会議室 \*zoom 配信あり

17:30～ 原告集会（同上）

※直接主義（裁判官が自分自身の五感の作業にもとづいて事実認定を行う）の要請により、証人尋問については予め書面を用意することができません。以下は本年3月に提出した証拠申出書及び証人尋問必要性を訴えた意見書からの抜粋です。

## 証人申請 宮崎礼壹（元内閣法制局長官）

証人宮崎礼壹により、内閣法制局の憲法保障機能、集团的自衛権の行使は許されないとの政府の憲法解釈の形成過程、その趣旨・内容、新安保法制法の憲法違反の明白性等について立証する。

### (1) 略歴

宮崎礼壹氏は1970年4月に検察官に任官し、以降東京・岡山・東京・札幌の地方検察庁に勤務。その後、法務省刑事局参事官を経て1987年9月に内閣法制局に異動し、2006年9月26日から2010年1月15日まで内閣法制局長官をつとめる。

### (2) 内閣法制局の任務・組織

内閣法制局は、内閣法制局設置法に基づき、内閣直属の機関として設置されている機関であり、その任務は、主として、①各省庁が作成し閣議決定を求めてくる法律案・政令案について、閣議の判断に誤りなきを期するため、憲法適合性、法律間の整合性、規定案の一義的明瞭性等の観点から審査する「法令審査事務」と、②法律問題に関し内閣並びに内閣総理大臣及び各省大臣に対し意見を述べる「意見事務」の二つであるが、①については、内閣法制局の審査が未了のうちは当該法律案ないし政令案を閣議にかけることができないとするのが確立した慣行であり、これが「霞ヶ関」における内閣法制局の「権威」の一つの淵源になっている。

また、政府としては国会・国民に対しその時々の方策の合憲性をいつでも論証できなければならない立場にあるところ、そのためには、政策課題を抱え憲法解釈についても利害関係を生じやすい関係各省庁とは別に、判例学説を知悉したうえ迅速に詳細緻密な解釈論を内閣に提供しうる専門家集団による補佐体制が必要である。②はまさにこの要請に応えるための任務である。

これらを担う内部機関として、内閣法制局長官・法制次長の下に、第1部ないし第4部が置かれ、それぞれ部長の下に6名ないし4名の参事官が置かれている。長官は常に閣議に陪席し、法律案・政令案があるときはその説明を行い、法律問題について閣僚等から質問があるときは適宜応答する。次長は人事・給与行政上各省の事務次官に相当し、永らく存在していた次官会議のメンバーでもあった。部長は、人事・給与行政上、各省の局長に相当する。参事官は各省の本課課長に相当するが、内閣法制局では所帯が小さいこともあり、前身の明治時代から、自ら大卒職員をリクルートすることなく、各省から本省課長直前の第1種行政官試験合格者のうち適格と思われる者を推薦させて登用してきている。

上記2つの主要事務のうち、①の事務は組織上第1部が担当し、②の事務は第2部ないし第4部が分掌する。

憲法解釈については第1部が優位的に担当するので、憲法問題を孕む立法課題が生じたときは、第1部の理論的指導の下、法案審査担当部が条文審査を担当することになる。

憲法9条に関連する法律案は、おおむね内閣自体が防衛省（以前は防衛庁）が原局になるので、その法令案審査も、その両方を担当する第2部が所管する。第2部の中では、6人いる参事官のうち最古参の参事官（筆頭参事官と称する）が、内閣提出法案・防衛省（庁）提出法案を担当するのが常例であった。

### (3) 宮崎氏が内閣法制局において憲法9条の解釈ないし集团的自衛権の合憲・違憲性に関する法令審査・意見具申事務に携わった期間と主要な関連立法

ア 宮崎氏は、平成3年から5年にかけて約2年間第2部の筆頭参事官を務めたが、この間いわゆるPKO法案の法案審査・国会答弁準備に、終始、主任参事官として携わった。同法案は、直接集团的自衛権行使に踏み込むものではなかったが、自衛隊の海外派遣を現行憲法下で初めて法制化しようというものであったため、あらゆる角度から9条との整合性が問題となった。一方において、この際政府は集团的自衛権行使容認に憲法解釈を変更すべきだとの議論が公然とされる一方、当時最大野党はいまだ自衛隊違憲論を堅持する社会党であったのであって、この間の9条解釈をめぐる理論的作業の量は膨大なものであった。

イ 宮崎氏の第2部長時代には、日米新防衛指針（ガイドライン）に基づく周辺事態法案の政府立法（平成11年5月成立）、9・11ニューヨーク同時多発テロ事件を受けたテロ特措法案・自衛隊法改正法案（平成13年成立）の政府立法が行われた。これらに対する法案審査・国会答弁対応作業は、PKO法とも異なり、海外で現に武力行使を行っている米軍等に対し自衛隊がどこまで協力支援できるかの問題であったため、改めて集团的自衛権行使の可否が繰り返し問題となった。

ウ 宮崎氏の第1部長時代には、有事法制（平成15年武力攻撃事態対処法等有事関連3法成立、同16年有事関連7法成立）、イラク特措法（平成15年7月）が政府提案で成立した。第1部は憲法解釈の主管部局であり、第1部長は参事官を指揮し、防衛省・外務省・官邸と協議を重ねつつ、新事態に対し9条の許容範囲はどこまでといえるかについて検討を繰り返したのである。

同時に、当時、国会法第8章に基づく国会議員による政府への質問主意書が激増していた。質問主意書

に対する政府答弁書はすべて閣議決定を経る建前であるため、内閣法制局は全答弁書について事前にチェックする役割を担わされており、内閣法制局部内では第1部がそれに当たっていた。

平成16年6月、島聡議員から、きわめて限定的な集団的自衛権、「例えば我が国が攻撃されてはいないが、同盟国の軍隊が我が国領域に接着した水域で攻撃され、同国を防衛しなければその直後には我が国への武力行使が確実と見込まれるようなとき、すなわち個別的自衛権に接着しているものともいえる形態の集団的自衛権に限って、その行使を認めるというような場合を限局して集団的自衛権の行使を認めるという解釈をとることはできないか」との質問主意書が出され、これに対し、集団的自衛権はどのようなものであれ他国防衛権に他ならず、現行9条の許容する余地はない旨の答弁書が閣議決定された上国会に提出されたが、宮崎氏が第1部長としてこれに実質的に関わった。

エ 宮崎氏が内閣法制局長官を務めた内閣は、第1次安倍内閣全期間、福田内閣全期間、麻生内閣全期間及び鳩山内閣の数か月にわたるが、内閣が変わる都度、内閣法制局長官みずから新首相に対し主要な憲法解釈について進講するのが常であったし、首相・全大臣出席の予算委員会には、内閣法制局長官は政府特別補佐人として常時出席して首相・官房長官の答弁の補佐に当たり、込み入った法律問題については首相・官房長官に代わって答弁に立った。これらの内容に集団的自衛権問題が含まれていたことはいうまでもない。

第1次安倍内閣当時、安倍首相は集団的自衛権行使容認について意欲を隠さなかったが、宮崎氏を長官とする内閣法制局としては、現行9条のもとでその解釈は無理であるとの意見を具申し続けた。

#### (4) 昭和47年政府意見書の内容及び同意見書の立場が国会で繰り返し明らかにされ承認されてきたものであること

昭和47年政府意見書は、同年5月及び9月、参議院決算委員会において、当時水口議員なる論客があり、法制次長と法制局長官に対し、集団的自衛権は少なくともその一部は合憲と解すべきであるとの立場から執拗に論争を挑み、当時の真田次長・吉國長官から、我が国も独立国である以上自衛権は否定されない旨述べられた後、「ある他国が仮に我が国と連带的関係にあったからといって、我が国自体が侵害を受けたわけではないにかかわらず、我が国が武力を持ってこれに参加するということは、よもや憲法9条が許していると

は思えない」、「論理の帰結として、いわゆる集団的自衛の権利は行使できない」「これは政策論として申し上げているわけではなくて、法律論として申し上げているつもりでございます」との答弁が繰り返されたが、質問者は納得せず、「その点明確に文書で回答願いたい」との要求があったため、それに対する政府の回答として準備され委員会に提出されたものである。同意見書の考え方は、(国際紛争解決の手段としての)武力行使の放棄とすべての戦力の保持禁止を定めた憲法9条のもとでは、政府に許される武力行使とは、ぎりぎり、我が国自身が武力攻撃に直接さらされた場合に限られざるを得ないのであり、(自国の利益にかなうからといって)他国を防衛するために武力を行使することは、一律にその範囲を超える、すなわち集団的自衛権の行使は論理の問題として憲法9条に完全に違反するというものであり、この考え方は、戦後一貫して政府の採るところであり、歴代の首相、担当閣僚等がこの立場から繰り返し答弁してきたし、例えば平成16年6月18日政府答弁書のように、比較的最近において、正規の閣議決定をもって、この立場を改めて明らかにしたものも存在する。宮崎氏は、平成16年6月18日政府答弁書の作成に、内閣法制局第1部長(法制意見担当部長)として参画したが、議論し抜いた上、秋山長官以下、「例えば我が国が攻撃されてはいないが、同盟国の軍隊が我が国領域…に接着した水域で攻撃され、…同国を防衛しなければその直後には我が国への武力行使が確実と見込まれるようなとき、すなわち個別的自衛権に接着しているものともいえる形態の集団的自衛権に限って」という限定をしたとしても、集団的自衛権が他国防衛のための武力行使である以上、その行使の違憲性は動かしがたいとの判断で一致し、上記答弁書を起案し、原案通りに閣議決定されたものである。

このように、集団的自衛権行使は論理的に、留保なしに憲法に違反する、というのが政府の一貫した明示の立場であったのであり(国会もこの立場を前提として受け入れた上で法案を成立させ、あるいは予算を承認してきた。)、自衛のためなら最小限度の武力行使は許される、集団的自衛権行使もここでいう自衛である」などという無定形・没分析な議論を容れる余地は終始なかったのである。「従来の政府の9条解釈の要点は、要するに最小限度の武力行使は許される、それを超えれば許されないというものであって、集団的自衛権行使が最小限度を超えるというのは従前の世界情勢下での当てはめの結果に過ぎず、量的評価の問題であったから、情勢が変化すれば最小限度の集団的自衛

権行使の許容もありうる趣旨のものであった」(平成26年7月14日衆予委横島長官答弁、同15日参予委安倍首相答弁他)等の言説は、証人の知見に照らし虚偽と断じざるを得ない。

### (5) 小括

このように、宮崎氏は、集団的自衛権の禁止をふくむ憲法9条の政府解釈について永く内閣法制局の中樞にあった人物であり、「安保法制」の違憲性について、単に法理論上の専門知識を有するというにとどまらず、それが長年政府の一貫した解釈であったところ、その解釈が形成された具体的過程を事実に基づいて語る事ができる。そして、宮崎氏は、経験した事実に基づいて、「従来政府はフルスペックの集団的自衛権が違憲であると考えてはきたが、制限的な集団的自衛権行使であれば合憲の余地があるかどうかという観点からは検討したことはない」という言説や、「従来の政府の9条解釈の要点は、要するに最小限度の武力行使は許される、それを超えれば許されないというものであって、集団的自衛権行使が最小限度を超えるというのは従前の世界情勢下での当てはめの結果に過ぎず、

量的評価の問題であったから、情勢が変化すれば最小限度の集団的自衛権行使の許容もありうる趣旨のものであった」といった言説が全く事実と反するという重要な点(これは、新安保法制法の違憲性を基礎づける極めて重要な事実である。)を明らかにすることができる。また、「存立危機事態」という概念がいかに不明確で危険なものかについても、宮崎氏が内閣法制局における集団的自衛権の専門的な検討過程で培った知見に基づき、具体的に指摘することができる。

したがって、宮崎氏は、専門的な法理論を踏まえながら、法理論ないし法解釈論にとどまらず、集団的自衛権の行使の禁止という政府の公権解釈がなにゆえ、いかにして形成されたかの事実関係と、それによって日本が戦争の危険を回避してきた歴史的事実、換言すれば集団的自衛権の行使を容認したことによって日本が直面している危険を明確にすることができる、本件において必要欠くべからざる証人であり、宮崎氏の証人尋問を行わなければ、本件の審理が尽くされたことには決してならない。

## ○ Zoom 配信のご案内

※申し込みは不要です。時間になりましたら、アクセスしてください。先着100名となります。

### 【安保法制違憲訴訟差止め控訴審第3回期日報告集会】

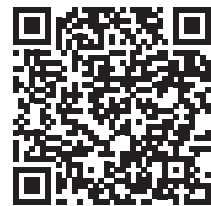
時間: 2021年11月30日 04:00 PM

Zoom ミーティングに参加する

<https://us02web.zoom.us/j/83835936827?pwd=QzlrRVhRCd09mSVJ2NVhFNktRU0xiZz09>

ミーティング ID: 838 3593 6827

パスコード: 300848



### 【全国 NW 講演会】

「総選挙の結果を踏まえて——現在の政治情勢と今後の運動の課題」

講演: 信州大学名誉教授 又坂 常人

時間: 2021年12月4日 04:00 PM

Zoom ミーティングに参加する

<https://us02web.zoom.us/j/82726949137?pwd=ZUlmOWhoNm4wTlpkOXdxXbW5TUFBGZz09>

ミーティング ID: 827 2694 9137

パスコード: 241196



安保法制違憲訴訟の会  
<http://anpoiken.jp/>